

利用に当たって

1 推計方法

総務省統計局が公表している令和2年10月1日現在の国勢調査（確報値）の人口を基礎とし、「住民基本台帳法」に基づき届出等があった出生・死亡・転入・転出者等を加減して算出している。

$$\begin{aligned} \text{推計人口} &= \text{国勢調査人口} + \text{住民基本台帳に基づく日本人及び外国人の自然増減（出生－死亡）} \\ &\quad + \text{住民基本台帳に基づく日本人及び外国人の社会増減（転入－転出）} \end{aligned}$$

2 推計人口と住民基本台帳に基づく人口の相違

推計人口の基礎となる国勢調査人口は、3か月以上そこに住んでいるか又は住むことになっている全ての人を対象としているが、住民基本台帳人口は住民登録されている日本人及び外国人を対象としている。

3 人口動態統計（厚生労働省所管）による出生・死亡数との相違

推計人口は当該月中に届け出られたものを当該月の数とする「届出主義」を採用しているが、人口動態統計は、出生者及び死亡者について発生した月ごとに集計（発生主義）しているため一致しない。

4 用語の説明

(1) 人口動態

$$\text{人口増減数} = \text{自然増減数} + \text{社会増減数}$$

$$\text{人口増減率}(\%) = \text{人口増減数} \div \text{前月1日の人口} \times 100$$

(2) 自然動態

$$\text{自然増減数} = \text{出生者数} - \text{死亡者数}$$

出生者数：出生届又は出生の通知により住民票に記載された者の数

死亡者数：死亡届又は死亡の通知により住民票から消除された者の数

(3) 社会動態

$$\text{社会増減数} = \text{転入者数} - \text{転出者数}$$

転入者数：住民基本台帳法に基づく転入届により住民票に記載された者及び同法に基づき職権で住民票に記載された者の数

転出者数：住民基本台帳法に基づく転出届により住民票から消除された者及び同法に基づき職権で住民票から消除された者の数

5 広域圏の区分

仙 南 圏	白石市 角田市 刈田郡 柴田郡 伊具郡 (2市7町)
仙 台 都 市 圏	仙台市 塩竈市 名取市 多賀城市 岩沼市 富谷市 亘理郡 宮城郡 黒川郡 (6市7町1村)
大 崎 圏	大崎市 加美郡 遠田郡 (1市4町)
栗 原 圏	栗原市 (1市)
登 米 圏	登米市 (1市)
石 巻 圏	石巻市 東松島市 牡鹿郡 (2市1町)
気仙沼・本吉圏	気仙沼市 本吉郡 (1市1町)

問い合わせ先

宮城県企画部統計課 人口生活班

022 - 211 - 2455

インターネット ホームページアドレス

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/index.html>